

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 水産課
内線番号	4992

No.	項目	内容
①	処分名	漁業の免許
②	法令名	漁業法
③	法令番号	昭和24年法律第267号
④	根拠条項	第69条第1項及び第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(漁業の免許) 第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。
⑦	審査基準	1、漁業法第71条の規定に該当しないこと。 2、漁業法第73条第2項に該当する場合においては、「漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準」により、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者と、判断されること。 3、漁業法施行規則第25条に規定する必要書類が提出されていること。
⑧	経由機関名	京都府水産事務所、広域振興局
⑨	協議機関名	京都海区漁業調整委員会、京都府内水面漁場管理委員会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)90日
	経由機関	10日
	協議機関	40日
	当該処分機関	40日
⑫	問合せ	農林水産部 水産課 漁政企画係(電話:075-414-4992)
⑬	備考	